

シリーズ 今、世界史で何が議論となっているのか④

新発見の史料が語る秦の制度

土口 史記

前 246年、秦王政(のちの始皇帝)が莊襄王のあとを継いで秦国の王位についた際、その支配領域は既に東方「中原」の地にまで大きく伸張していた。彼の時代に果たされた「中国」統一は、父祖以来の遺産のうえに実現したのであり、始皇帝ただ1代の事業とみるのは適切ではない。なかでも大きな比重を占めるのは、3代前、昭王の治世における旺盛な対外進出である。昭王は多くの有能な将軍を従えたが、その1人として縦横無尽の遠征をおこなった白起がいる。昭王29年(前278)、白起は楚国の都である郢(現湖北省荆州市)を陥落させるという大戦功をあげ、その後この一帯は「南郡」とされた。つまり旧楚の首都圏に、秦の郡県制が適用されることになったのである。

この地で勤務した秦の官吏の遺骨が現代に残されている。彼の墓は1975年に湖北省雲夢県睡虎地において発見され(睡虎地11号秦墓)、棺のなかには生前に使用されたであろう律令や行政マニュアルをはじめとする約1,200枚の竹簡がおさめられていた。秦史研究を新段階に引き上げたこの史料を、睡虎地秦簡という。出土からおよそ50年たった今では、睡虎地秦簡の名は比較的よく知られていると思う。

睡虎地秦簡の出現以後を「秦史研究2.0」の時代とするならば、現在は「秦史研究3.0」の時代と言ってよい。秦の竹簡・木簡(あわせて簡牘と呼ぶ)が以前に比べて格段に増加したからである。その代表格として、里耶秦簡と岳麓秦簡をあげることができる。いずれも秦の官府・官吏の活動と密接な関係をもつ史料であるため、秦の国家体制を知るための格好の研究材料となる。

里耶秦簡は2002年・05年に湖南省龍山県里耶鎮で発掘された。秦代、この地には遷陵県という県の官署がおかれており、里耶秦簡はおもにそこでの行政事務に関連して作成された約38,000枚の簡牘である。そのため内容は行政文書や帳簿の類が非常に多い。また岳麓秦簡は07年に湖南大学岳麓書院が香港の骨董商から入手したものである(のちに匿名のコレクターが追加寄贈した部分も含まれる)。考古発掘を経ていないいわゆる「非発掘簡①」であるが、睡虎地秦簡と同様、もとは官吏の墓に随葬された簡牘であったと考えられている②。総数は約2,000枚、その過半は統一秦の頃に書き写された「秦律令」である。

① 大西克也「非発掘簡」を扱うために」(谷中信一編「中国出土資料の多角的研究」(汲古書院、2018年)所収)、p.3～33。

② 宮宅潔編「嶽麓書院所藏簡《秦律令(壹)》訳注」(汲古書院、2023年)、序論。

もとより新史料はこれだけにとどまらず、その全体量も研究成果も着々と増えつつある^③。本稿では、秦史研究3.0時代における新たな知見について、とくに高校世界史でもよく取りあげられる「郡県制」に関わる話題を中心に解説したい。

県と郡の姿

睡虎地秦簡の所有者(墓主)は、白起の戦功により旧楚の地におかれた「南郡」に属するいくつかの県で勤務した人物であった。郡と県、この2つの行政単位が秦の地方支配の根幹をなす。すなわち郡県制である。郡県制とは中央集権・直轄支配のための制度であるとよく表現されるが、それは秦が郡県の長官をすべて中央政府からの派遣としたからである。

県は基層的な行政単位として徴税・裁判・治安維持などを担い、これを通じて民衆と直に顔をあわせる地方統治機関であった。県で勤務した官吏の数については、里耶秦簡のなかの「遷陵吏志」と題した木簡から知ることができる^④。そこには里耶秦簡の出土地である遷陵県における官吏数が記されており、定員が103人、現員が51人であったという。定員の半数ほどが欠員(一時的な出張等による不在も含む)となっており、官吏の不足がうかがえる。ただしこの簡牘の出土地が現在の湖南省西部、秦にとっては辺境というべき土地であるため、単純に一般化できない点には注意が必要である^⑤。

県の長官を「令」、副官を「丞」、そして彼らの秘書官を「令史」という。これら三者が県行政の中核となり、この下におかれた各種の専門部署を統轄していた。長官と副官はそれぞれ1人であるのに対して、その耳目・手足の役目を担う令史の数は多い。先の「遷陵吏志」には、令史の定員は28人、現員18人という数字がみえる。この秘書グループがちょうど現在の「知事公室」のような組織を成していた。令史は、県に届いた文書の開封、県から発信する文書の封印・送信など、県の文書行政を直接に担う者たちであった^⑥。さらに裁判において必要となる現場検証や被疑者確保など、司法面での役割も大きい。ほかならぬ睡虎地秦墓の墓主が、この「令史」の職に就いていた^⑦。彼の棺に律令が収められたのは、当然こうした生前の職務と無関係ではない。

県が直属する上級行政単位が郡である。郡は県と中央政府とのあいだに立ち、県の行政を監視することがそのおもな業務であった。監視はもっぱら文書を通じておこなわれるもので、県から郡に対しては定期的に行政報告・会計報告が提出されていた。その実例を里耶秦簡から拾えば、県で購入した奴隷の数、現有の乗用馬車の数、「課」と呼ばれる業績評定に関わる報告書、などの細々とした帳簿の類を見出すことができる。また県が刑徒や庶民を動員して土木工事をおこなう場合にも郡への事前申告が必要で、必要な人員数や作業量をあらかじめ見積もって郡に申請し、その認可を経てようやく実施できるのであった。もちろん実際の作業は郡へと申告した計画の通りに遂行しなければならず、このため県ではどのような作業にだれが何日間従事したか、個別の記録が日々作成されていた^⑧。始皇帝が生前から造営を始めた始皇帝陵や、万里の長城の修築といった大規模な土木事業においても、同じよ

③ 土口史記「秦簡牘研究の新展開」(『古代文化』70巻3号、2018年)、p.29～39。

④ 里耶秦簡7-67+9-631簡(里耶秦簡博物館等編『里耶秦簡博物館藏秦簡』〈中西書局、2016年〉所収)、p.3。

⑤ 高村武幸「秦代遷陵県の覚え書」(『名古屋大学東洋史研究報告』39巻、2015年)、p.25～50、宮宅潔「秦代遷陵県志初稿——里耶秦簡より見た秦の占領支配と駐屯軍」(『東洋史研究』75巻1号、2016年)、p.1～32。

⑥ 土口史記「秦代の令史と曹」(『東方学報』第90冊、2015年)、p.1～47。

⑦ 宮宅潔「ある地方官吏の生涯——木簡が語る中国古代人の日常生活」(臨川書店、2021年)、第五章。

⑧ 宮宅潔「秦代徭役・兵役制度の再検討」(『東方学報』第94冊、2019年)、p.1～32。

うに綿密な作業帳簿が作成されていたはずである。

裁判の場面においても県と郡との密接な関係がうかがえる。かつて、秦漢時代には県レベルで死刑判決も可能であったことをもって県の自律性の大きさが語られることもあったが、実際はそう簡単な話ではない。死刑判決もありうるような重大案件については、県から郡に対して裁きの妥当性をうかがう必要があった。また律令をどう適用すべきか疑義が生じ、県では判決を出しかねた場合にも、同じように郡の判断を仰がなければならなかった。さらに郡でも判断に苦しむ場合、裁判は中央政府へとゆだねられ、司法担当大臣にあたる廷尉が結審することとなる。

この「県→郡→中央」の重層的な監視体制を物語る史料が、張家山漢簡「奏讞書」(1983年、湖北省荆州市の前漢初期の官吏墓から出土)である。この竹簡には上級機関での司法判断の例が多く集められているが、そのうち1つを紹介しておきたい。時代は少しくだって前漢高祖10年(前197)の事件である。「符」という女性が「亡人」(不法に本籍地から逃亡した者)だという告発が、ある県の役所にもち込まれた。審理の結果、彼女は逃亡の事実を隠し、他人の奴隷となることによって新たな戸籍を獲得し、さらに「解」という男性と結婚までしていたことが判明した。なぜこうした前科のロンダリングが成功したのか、官府のチェックの甘さが気になるところだが、ここには楚漢戦争の混乱直後という時代背景も関係しているようである。さて、この裁判で争点となったのは、符の夫であった解の扱いについてである。そもそも当時の法律では、「亡人を娶って妻としたならば黥城旦舂(入れ墨のうえ労役刑)に処する」と定めていた。しかし解は妻がもと亡人だったという事実を聞かされてはならず、そもそも彼女の戸籍がいわくつきだと知るすべもなかったので、確かに情状酌量の余地もある。県の裁判では彼を有罪とすべきか無罪とすべきか決着がつかず、最終的に廷尉の判断を仰ぐことになった。廷尉からの指示は簡潔明瞭、「亡人を娶ったので有罪」という律文そのままの適用であった。さらに「律文は明白なのだからそもそも上に判断を仰ぐ必要はなかった」とまでつけ加えている⑨。「知らなかったでは済まされない」を地で行く冷酷な回答であった。

秦で廷尉をつとめた人物としては李斯が有名であるが、彼もまた郡県から上がってくるこうした細かな裁判案件への対応を爾々とおこなっていたのであろう。こうした日常的な政務について、『史記』のような伝世文献はあまり語ってくれない。簡牘という史料が本領を発揮する局面である。

官吏の養成と失敗

中国統一後の秦は、ふくれあがった支配領域の全体を引き続き郡県制によって統治することを選んだ。そのため、郡県で勤務する官吏をこれまで以上に多く養成することが喫緊の課題となったはずである。では秦の官吏養成、官吏登用のシステムはどのようなものであったのか。その全貌はまだ判明していないが、少なくとも現役官吏の子を訓練する学校制度、および彼らの能力をはかる試験制度が存在したことは確かである。前漢初期の張家山漢簡「史律」によれば、官吏の子は17歳で学校に入学し、3年の教育を受けたのち、卒業試験(5千字の文字知識等の試験が課される)

⑨「奏讞書」案例四、28～35簡(彭浩等編『二年律令与奏讞書——張家山二四七号漢墓出土法律文献釈読』(上海古籍出版社、2007年)、p.341～343。

に合格すれば官吏資格が得られる。試験の最優秀者はすぐに県の令史として任官され、劣等とされた者は官吏資格自体が得られなかった^⑩。

秦代にもこうした制度が存在したことは、最近公開された岳麓秦簡によって確実となった。しかもそれは興味深い事件とセットで言及されていた。始皇29年(前218)頃の卒業試験において、非常に多くの不合格者(841人のうち111人)が出たというのである。これは朝廷でも問題となり、対応が審議されることとなった。担当官の報告によれば、彼らは官吏となるのを嫌がって意図的に不合格の成績をとったのだという。そこで朝廷では彼らへの処罰として、遼東郡(現遼寧省)下の県で官吏として4年間勤務させることを決定した^⑪。遼東郡は戦国時代の燕国の東部に当たり、わずか数年前、王翦・王賁父子の快進撃によって獲得されたばかりの東の最果ての地である。こうした戦国諸国の故地は、秦では「新地」(秦にとっての新規占領地)と呼ばれており、新地の官吏となることは一種の左遷でもあった。とはいえ当該の学生たちはそもそも試験を突破しておらず、官吏資格も得ていないため、今回の処罰は形式的には「官吏に昇格させて即左遷」ということになる。

この学生たちはなぜ故意に落第しようとしたのだろうか。原文には「官吏となるのを嫌がった」以上のことは書かれていないが、そこには様々な事情が推察される。まず郡県の一定レベル以上の官吏は、自身の本籍地を離れて勤務しなければならない(「地元」との癒着を避けるためである)。そして勤務先となりうる候補地は、当然ながら統一以前よりもはるかに拡大している。なかでも「新地」には秦に反抗する人間も多く、ときには生命の危険すらともなう。しかも勤務状況はつねに査定され、業務上のミスをおかしたときにはしかるべき処罰が各種用意されている。つまり官吏となる特権と苦悩とを天秤にかけて、後者に傾いた学生たちが故意の落第に踏みきったのではないかと思われるのである。これは決して突発的な特殊事例と片付けられるものではない。実は秦の法律にはこれ以前から「偽って吏の身分を去る」ことへの処罰が存在していたし、今回の事件でそれを学生にも拡大適用したうえ、持続的な法令として頒布することとなった(そして現代にまで残された)。同じような事態が今後も続きかねないことを、当時の為政者たちも十分に認識していたのであろう。

現代の我々からすれば、処罰よりもむしろ官吏の勤労意欲を高める仕掛けを講じるべきだったのでは、などと思ってしまうところである。まして、学生たちには世襲官吏としての将来がほとんど約束されているのだから、そこで必要となるのは一層のモチベーションを喚起する施策ではないだろうか。だが今回とられた対策は「罰としての辺境勤務」であった。これでは官吏の仕事そのものが「ペナルティとしておこなうもの」と認識されることになり、とても良策とは言いがたい。こうみると、秦の統治システムの外形はきわめて高度に整備されていた一方、その担い手となる人々の内面まではうまくつかめていなかったという印象を強く受ける。官吏候補生ですら上記の有様なことから、大多数の被支配層においてはなおさらだろう。さほどの外敵もいなかった秦が、陳勝・呉広の決起に始まる内乱によって滅びたのも無理からぬことと思われてくる。

⑩「二年律令」史律474～476簡(彭浩等編『二年律令与奏讞書——張家山二四七号漢墓出土法律文献釈読』(前掲)所収)、p.296～299。

⑪ 岳麓秦簡(陸)252～255簡(陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(陸)』(上海辭書出版社、2020年)所収)、p.179～180。

新たな「天下」へ

秦の郡県制はあくまで秦の内部を統治する制度であった。郡県制を全土に施行し続ける方針は李斯が主導したが、それは統一直後に現れた、皇族・功臣を王侯に封じるべきとする「封建制」復活論を抑圧するためでもあった。しかし封建制への回帰志向は根強く、再び始皇34年(前213)にも始皇帝の面前でそれが提案された。これに対して李斯は「いにしえに学ぶ」こと自体を禁止するという根本的措置をとった。すなわち「焚書」である。

このように秦は繰り返し封建復活の主張を退け、郡県制を堅持した。このため、秦の支配領域とは直轄地(郡県)かそうでないかの二択であり、郡県でなければそこは秦の土地ではないという明確さをもつ。これは漢王朝と対照的である。周知のように、漢はいわゆる「郡国制」、すなわち一部を郡県、一部を封建とする折衷的な制度を採用した。しかも皇族や功臣だけでなく、周辺の「夷狄」を王侯として冊封することもしだいに広まった^⑩。これは秦の郡県一元体制のもとではほとんど考えられなかったことである。こうして漢では郡県以外の土地をもみずからの「天下」の一部と解釈することが可能となった。漢王朝にとってどこまでが「国内」でどこからが「国外」なのか、それを現在の国家観念に照らして論じることはあまり意味がない。封建という経路を加えて広がった「天下」は多分に理念的な世界であって、1つの定義に集約できない曖昧さをはらんでいる。しかしこの曖昧さによってこそ、「天下」に拡張性がもたらされたのである。楽浪海中の倭人もやがてこの理念的世界に加わり、見返りの物的証拠として金印を得ることとなった。

(つちぐち・ふみのり/岡山大学文学部准教授)

^⑩ 檀上寛『天下と天朝の中国史』(岩波新書、岩波書店、2016年)、第四章。